保護者 様

丹波篠山市立西紀中学校 校 長 井上 敏昭

## インフルエンザり患時の登校について

平素は、本校(園)の学校保健の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、お子さまがインフルエンザにかかられて完治後に登校(園)される場合、市内の医療機関を受診された方には原則「り患証明書」が発行されますので、**登校する際には「り患証明書」を提出**いただくようお願いいたします。

市外で受診されるなど、初診の際に「り患証明書」が出されなかった場合には、**受診された医療機関で発症日を確認いただき、「インフルエンザ用登校届」を保護者で記入のうえ提出**いただくようお願いいたします。

なお、上記の取り扱いについては「インフルエンザ」のみになります。その他の感染症(新型コロナウイルス感染症を除く)にかかられた場合はこれまでどおり医療機関で記入していただく「登校許可書」を提出いただくようお願いいたします。

ご不明な点がありましたら学校にお問い合わせください。

記

- 1. 対象疾病 インフルエンザ
- 2. 登校可能日 インフルエンザにおける出席停止期間の基準

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで】の翌日 ※幼児とは小学校入学前の園児のことです。

## 【参考】医療機関の証明などがない場合(登校可能日を参考にする)

日 数	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生	<b>然</b> 走口			解熱	熱なし	熱なし	登校可能
中学生	発症日	_	_	<b>丹牛 示</b> 穴	1日目	2日目	立仪り肥
園児	発症日	1	解熱	熱なし	熱なし	熱なし	登園可能
				1日目	2日目	3日目	